

第百十三号議案

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百十八条」を「第二百十四条」に改める。

第四条の三第四項第二号中「、法第四百四十四条の二十七」を「及び法第四百四十四条の二十七」に改め、「並びに第百三条の十三の二に規定する免税軽油使用者証の交付を受けた者に係る第二百十四条に規定する申請、第二百十五条に規定する届出及び第二百十六条に規定する承認の取消し（第二百七条において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十四条の七の五第一項第一号中「第五十条の七」を「第五十条の七第一項」に、「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に改める。

第二十四条の二十二第二項中「（以下この条において「源泉徴収選択口座」という。）」を削る。

第二十四条の二十六中「選択口座」を「法第二十三条第一項第十六号に規定する源泉徴収選択口座（以下この節において「選択口座」という。）」に改める。

第二十四条の二十七第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第二十五条第一項第三号中「及び発電事業等」を「、発電事業等」に改め、「発電事業等という。以下同じ。」の下に

「及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十一条第三項第三号及び第三十三条中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第三百三条の十二第二項中「記名押印」を「氏名又は名称を記載」に改める。

第三百三条の十四中「の規定に基づく承認を受けた」を「に規定する」に、「第七百四十九条第一項に基づく承認を受けた」を「第七百四十九条第一項に規定する」に改める。

第二百十二条中「次の表の各号の上欄」を「次の各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「場合であつて、知事の承認を受けたときは」を「場合には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

一 第四十八条の二十一に規定するゴルフ場利用税の特別徴収義務者 同条に規定する帳簿

二 第三百三条の十五第一項に規定する軽油引取税の申告納付義務者 同項に規定する帳簿

第二百十三条第一項中「前条の表の各号の上欄」を「前条各号」に改め、「者は、」の下に「それぞれ」を加え、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「場合であつて、知事の承認を受けたときは」を「場合には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている」を「前条の規定により同条各号に定める帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる」に、「帳簿のうち同条の承認を受けているもの」を「規則で定める場合には、当該帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第二百十四条から第二百十七条までを削る。

第二百十八条中「第二百十三条各項」を「前条各項」に、「の承認を受けている」を「に規定する規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている」に改め、同条を第二百十四条とする。

附則第五条第三項の表中「が二億円」を「（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に係る収入金額を除く。）が年二億円」に、「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第五条の二の二第一項から第三項までの規定中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第二十五条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項」を「法附則第五十九条第一項」に改める。

第二条 東京都都税条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の改正規定中「第三百二十一条の八第五十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に、「同条第五十六項又は第六十六項」を「同条第六十四項又は第七十四項」に改める。

第二百二条の改正規定中「第五十三条第五十五項」を「第五十三条第六十三項」に、「同条第五十九項又は第六十九項」を「同条第六十七項又は第七十七項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第二十四条の七の五第一項第一号及び第二号、第二十四条の二十二第二項、第二十四条の二十六、第百三条の十二第二項並びに附則第二十五条第一項の改正規定並びに第二条の規定 公布の日

二 第一条中目次の改正規定、第四条の三第四項第二号、第二十四条の二十七第二項、第百三条の十四、第二百十二条、第二百十三条第一項及び第二項の改正規定、第二百十四条から第二百十七条までを削る改正規定並びに第二百十八条を第二百十四条とする改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定 令和四年一月一日

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の東京都都税条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 3 附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都税条例（以下「四年一月条例」という。）第二十四条の二十七第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。
- 4 四年一月条例第二百十二条及び第二百十三条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。
- 5 四年一月条例第二百十三条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる帳簿に係る電磁的記録（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。